

別表 1

## 天然更新における主な更新樹種

No.	樹種名	科名	萌芽能力
1	アオダモ (別名：コバノトネリコ)	モクセイ科	○
2	アオハダ	モチノキ科	○
3	アカガシ	ブナ科	○
4	アカシデ	カバノキ科	×
5	アカマツ	マツ科	
6	アカメガシワ	トウダイグサ科	
7	アズキナシ	バラ科	
8	アベマキ	ブナ科	
9	アワブキ	アワブキ科	○
10	イイギリ	イイギリ科	
11	イタヤカエデ (変種：アカイヤ、ウラジロイヤ、エゾイヤ、ホイヤ)	カエデ科	○
12	イチイ	イチイ科	
13	イヌエンジュ	マメ科	
14	イヌザクラ	バラ科	
15	イヌシデ	カバノキ科	○
16	ウダイカンバ	カバノキ科	×
17	ウラジログシ	ブナ科	○
18	ウラジロノキ	バラ科	
19	ウリハダカエデ	カエデ科	○
20	ウワミズザクラ	バラ科	○
21	エゾエノキ	ニレ科	
22	エゾヤマザクラ (別名：オオヤマザクラ)	バラ科	○
23	エノキ	ニレ科	○
24	エンジュ	マメ科	
25	オオイタヤメイゲツ	カエデ科	
26	オオシラビソ	マツ科	
27	オオバボダイジュ	シナノキ科	
28	オニグルミ	クルミ科	○
29	オノエヤナギ	ヤナギ科	
30	オヒョウ	ニレ科	○

No.	樹種名	科名	萌芽能力
31	カシワ	ブナ科	○
32	カスミザクラ	バラ科	○
33	カツラ	カツラ科	○
34	カヤ	イチイ科	
35	カラスザンショウ	ミカン科	
36	カラマツ	マツ科	
37	キタコブシ	モクレン科	
38	キタゴヨウ (別名: ヒメコマツ)	マツ科	
39	キハダ	ミカン科	×
40	キリ	ゴマノハグサ科	
41	クヌギ	ブナ科	○
42	クマシデ	カバノキ科	×
43	クマノミズキ	ミズキ科	
44	クリ	ブナ科	○
45	クロマツ	マツ科	
46	ケヤキ	二レ科	○
47	ケヤマハンノキ (別名: ヤマハンノキ)	カバノキ科	
48	ケンボナシ	クロウメモドキ科	
49	コシアブラ	ウコギ科	×
50	コハウチワカエデ (別名: イタヤメイゲツ)	カエデ科	○
51	コナラ	ブナ科	○
52	コブシ	モクレン科	
53	コメツガ	マツ科	
54	サイカチ	マメ科	
55	サワグルミ	クルミ科	
56	サワシバ	カバノキ科	
57	サワラ	ヒノキ科	
58	シウリザクラ	バラ科	○
59	シナノキ	シナノキ科	○
60	シラカンバ	カバノキ科	×
61	シロダモ	クスノキ科	○
62	シロヤナギ	ヤナギ科	
63	スギ	スギ科	
64	スダジイ	ブナ科	○

No.	樹種名	科名	萌芽能力
65	ソヨゴ	モチノキ科	○
66	タカノツメ	ウコギ科	×
67	ダケカンバ	カバノキ科	×
68	タブノキ	クスノキ科	○
69	タムシバ	モクレン科	
70	テツカエデ	カエデ科	
71	トチノキ	トチノキ科	×
72	トネリコ	モクセイ科	
73	ナツツバキ	ツバキ科	○
74	ナナカマド	バラ科	○
75	ナラガシワ	ブナ科	
76	ニガキ	ニガキ科	
77	ネコシデ (別名：ウラジロカンバ)	カバノキ科	
78	ネズコ	ヒノキ科	
79	ネズミサシ (別名：ネズ)	ヒノキ科	
80	ネムノキ	マメ科	
81	ハウチワカエデ	カエデ科	○
82	ハクウンボク	エゴノキ科	
83	ハリエンジュ (別名：ニセアカシア)	マメ科	○
84	ハリギリ	ウコギ科	○
85	ハルニレ	ニレ科	○
86	ハンノキ	カバノキ科	×
87	ヒトツバカエデ	カエデ科	
88	ヒナウチワカエデ	カエデ科	
89	ヒノキ	ヒノキ科	
90	ヒノキアスナロ	ヒノキ科	
91	ブナ	ブナ科	×
92	ホオノキ	モクレン科	○
93	ミズキ	ミズキ科	×
94	ミズナラ	ブナ科	○
95	ミズメ (別名：ヨグソミネバリ)	カバノキ科	×
96	メグスリノキ	カエデ科	
97	モチノキ	モチノキ科	
98	モミ	マツ科	

No.	樹種名	科名	萌芽能力
99	ヤシャブシ (変種：ミヤマヤシャブシ)	カバノキ科	○
100	ヤチダモ	モクセイ科	×
101	ヤブツバキ	ツバキ科	
102	ヤマグルマ	ヤマグルマ科	
103	ヤマグワ	クワ科	
104	ヤマザクラ	バラ科	
105	ヤマトアオダモ	モクセイ科	
106	ヤマナシ	バラ科	
107	ヤマナラシ	ヤナギ科	○
108	ヤマボウシ	ミズキ科	
109	ヤマモミジ	カエデ科	

※ 萌芽能力については、「広葉樹施業の生態学」谷本丈夫著及び「天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）」林野庁作成による。

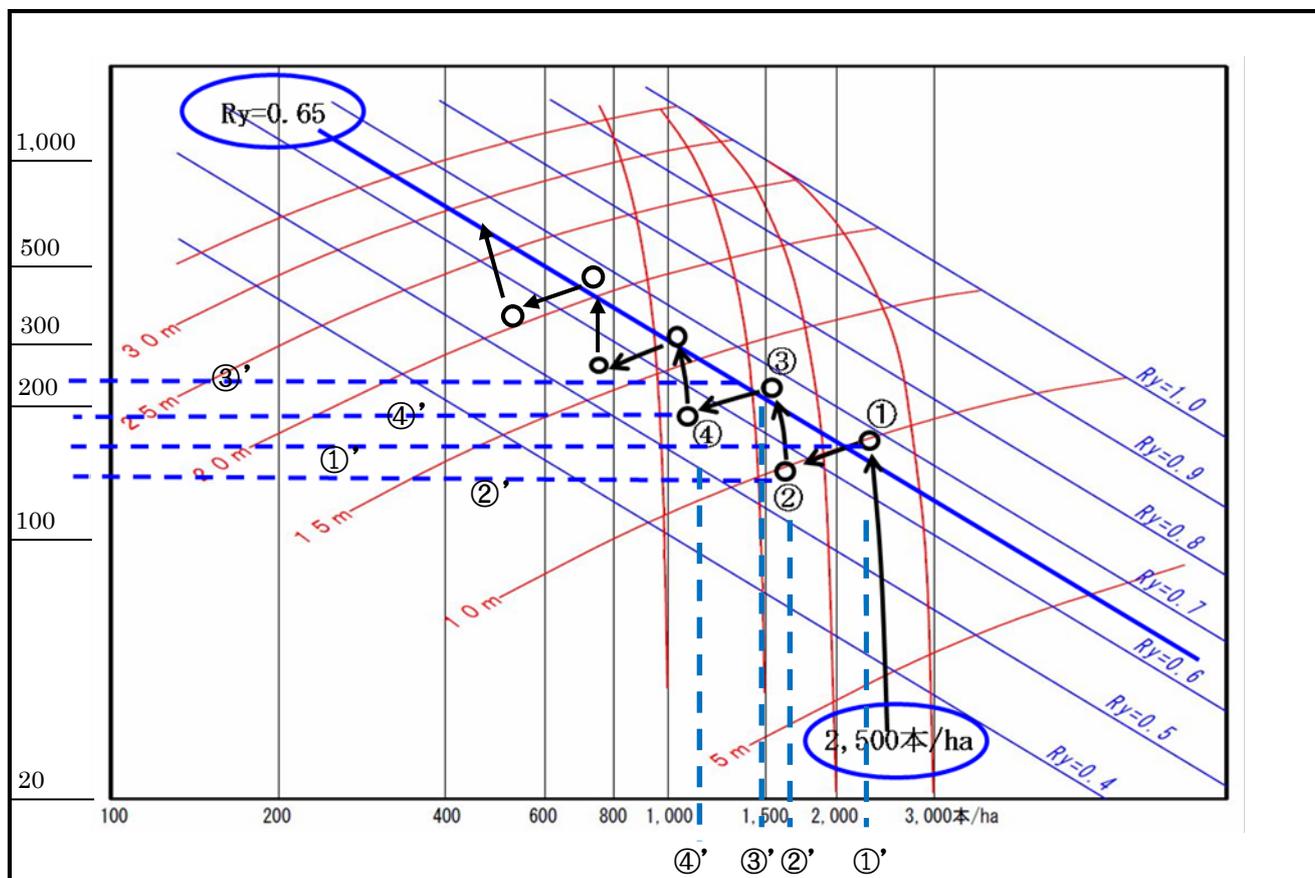
※ ○：萌芽更新が期待できる ×：萌芽更新が期待できない 「空欄」：データなし

※ 新潟県が過去に実施した「\*森林資源モニタリング調査」や図鑑等において確認される新潟県内に生育する樹種のうち、高木性の樹種を五十音順に並べている。

\* 森林資源モニタリング調査

持続可能な森林経営の推進に資する観点から、森林の状態とその変化の動向を全国で統一した手法に基づき把握・評価する調査で、県内約 300 箇所の定点調査地を 5 年で一巡。

【参考図】「裏東北・北陸地方スギ林分密度管理図」(抜粋)



【図の見方】

- 1 2,500本/ha植栽の場合、樹高10m程度の頃にRyが0.65を超える(①)(このとき成立本数2,340本/ha程度(図①′)、幹材積173m<sup>3</sup>/ha程度(図①′′))。この時期に初回の間伐を実施し、残存本数を1,640本/ha程度(図②′)、幹材積142m<sup>3</sup>/ha程度(図②′′)とする(このとき材積に係る伐採率は18%程度で、国が示す基準35%以下である)。
- 2 樹高12m程度に達した頃に再びRyが0.65を超えるので(図③)、2回目の間伐を実施し(このとき成立本数1,590本/ha程度(図③′)、幹材積241m<sup>3</sup>/ha程度(図③′′))、残存本数1,110本/ha程度(図④′)、幹材積198m<sup>3</sup>/ha程度(図④′′)とする(このとき材積に係る伐採率は18%程度で、国が示す基準35%以下である)。
- 3 同様に、樹高成長にしたがって間伐実施を繰り返し、生産目標に応じた林分へ誘導する。
- 4 樹高成長が早ければ間伐実施の間隔は短く、遅ければ間隔は長くなる。

別表 3

## 公益的機能を重視する森林の種類別の区域

ゾーニング区分	推進する施業別の区分	森林の区域 (林小班番号)	面積 (ha)
水土保全林（土）	長伐期施業	別表 5 のとおり。	3,903.71
人との共生林	択伐によらない 複層林施業	105 林班 3 小班、106 林班 1～2 小班、 107 林班 1 小班、109 林班 1 小班	10.50
地域遺産林（文化）	択伐による複層林 施業	該当ありません。	
	特定広葉樹の育成 を行う施業	105 林班 6 小班、109 林班 2～3 小班	12.54

別表 4

## 木材生産林の区域

ゾーニング区分		森林の区域（林小班番号）	面積 (ha)
木材生産林		別表 6 のとおり。	1,365.27
	うち特に効率的な施 業が可能な森林	該当なし	

別表 5

## 伐期の延長の森林区域

区分		森林の区域									
水土保全 林 (水)	伐期の延長	林班	小班	施業本番	施業枝番	～	林班	小班	施業本番	施業枝番	面積(ha)
		19	1	1	0	～	23	10	22	0	288.61
		27	1	1	0	～	27	3	13	0	13.91
		37	1	1	0	～	37	7	39	0	48.65
		71	1	1	1	～	71	5	19	0	90.6
		76	2	1	1	～	85	1	42	0	590.63
		91	1	1	1	～	97	4	1	2	358.00
		110	1	1	1	～	111	5	2	0	96.42
		118	1	1	0	～	118	4	3	0	33.22
		124	1	1	0	～	124	9	6	0	57.44
		127	1	1	1	～	133	3	3	0	299.85
		138	1	1	1	～	143	9	21	2	396.10
		148	1	1	0	～	149	5	2	2	110.84
		154	1	1	0	～	157	3	4	0	146.67
<b>面積合計 2,530.94 ha</b>											

別表 5

## 長伐期施業の森林区域

区分		森林の区域									
水土保全林 (土)	長伐期施業	林班	小班	施業本番	施業枝番	～	林班	小班	施業本番	施業枝番	面積(ha)
		1	1	1	1	～	18	6	13	0	821.54
		24	1	1	0	～	26	10	10	0	107.36
		28	1	1	1	～	36	3	30	0	149.96
		38	1	1	0	～	70	3	16	0	905.49
		72	1	1	1	～	75	2	1	0	155.77
		86	1	1	0	～	90	6	2	0	103.60
		98	1	1	0	～	104	12	18	0	226.07
		105	1	1	0	～	105	2	1	2	13.05
		105	4	1	0	～	105	5	8	2	6.59
		106	3	1	0	～	106	13	2	0	56.36
		107	2	1	0	～	107	14	1	0	66.94
		108	1	1	0	～	108	9	1	0	48.74
		109	4	1	0	～	109	7	9	0	15.91
		112	1	1	1	～	117	11	1	2	254.04
		119	1	1	0	～	123	6	2	3	184.68
		125	1	1	1	～	126	15	3	0	115.55
		134	1	1	1	～	137	4	4	0	189.38
		144	1	1	1	～	147	6	4	4	124.85
		150	1	1	0	～	153	9	1	2	194.12
158	1	1	1	～	161	8	1	4	163.71		
<b>面積合計 3,903.71 ha</b>											

別表 5

人との共生林の森林区域

区分	森林の区域										
	林班	小班	施業本番	施業枝番	～	林班	小班	施業本番	施業枝番	面積(ha)	
人 と の 共 生 林	105	3	1	0	～	105	3	7	0	0.40	
	106	1	1	1	～	106	2	2	0	3.99	
	107	1	2	1	～	107	1	6	0	0.93	
	109	1	1	1	～	109	1	10	2	5.18	
	<b>面積合計 10.50 ha</b>										

別表 5

地域遺産林の森林区域

区分		森林の区域										
		林班	小班	施業本番	施業枝番	～	林班	小班	施業本番	施業枝番	面積(ha)	
地域 遺産 林 ( 文 化 )	特定 広葉 樹 の 育 成 を 行 う 施 業	105	6	1	0	～	105	6	4	0	3.00	
		109	2	1	0	～	109	3	3	0	9.70	
		<b>面積合計 12.54 ha</b>										

別表 6

## 木材生産林の森林区域

区分	森林の区域									
	林班	小班	施業本番	施業枝番	～	林班	小班	施業本番	施業枝番	面積(ha)
木材 生産 林	4	1	1	0	～	4	5	18	0	24.79
	5	1	1	0	～	6	9	8	0	109.19
	20	1	1	0	～	20	12	19	0	73.66
	21	6	1	0	～	21	11	29	0	38.31
	22	1	1	1	～	26	10	10	0	228.03
	37	1	1	0	～	38	4	6	0	71.43
	53	1	1	1	～	53	4	27	0	30.18
	61	1	1	1	～	61	4	1	0	22.99
	63	1	1	0	～	63	7	7	2	40.44
	63	9	1	1	～	63	10	32	0	10.80
	87	1	1	0	～	89	1	27	0	56.07
	90	1	1	1	～	100	3	14	0	464.51
	104	1	1	1	～	104	12	18	0	53.50
	105	1	1	0	～	105	2	1	2	13.05
	105	4	1	0	～	105	5	8	2	6.59
	106	3	1	0	～	106	3	15	0	4.04
106	5	1	1	～	106	13	2	0	50.75	
107	2	1	0	～	107	14	1	0	66.94	
<b>面積合計 1,365.27 ha</b>										

別表 7

## 林道整備計画

(単位 延長：m 面積：ha)

種 類	路線名	延 長	利用区域 面 積	既 設	計 画	対 図 番 号
林 道	岩船東部	2,180	492		開 設	1
	沼	3,010	185	○	改 良	2
	山 本	2,548	65	○	改 良	3
	新関沢	2,400	103	○	改 良	4
	蛇喰・中束	7,754	384	○	改 良	5
	中 束	200	292	○	改 良	6
	箕 輪	1,140	49	○	舗 装	7
	聞 出	300	45	○	舗 装	8

## 別表 8

## 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域別の作業路網整備計画

(単位 延長 : m 面積 : ha)

区域名	区域面積	区分	計画延長
関川①	316.05	林業専用道	500
		森林作業道	500
関川②	901.47	林業専用道	3,000
		森林作業道	2,000
関川③	926.94	林業専用道	3,000
		森林作業道	1,000
関川④	1,662.23	林業専用道	1,000
		森林作業道	—
関川⑤	1,392.98	林業専用道	—
		森林作業道	—
関川⑥	1,258.02	林業専用道	—
		森林作業道	—
合 計	6,457.69		11,000

## 別表9

## 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	対象林班	区域面積 (ha)	大字名 (参考)
関川①	1 : 2, 21 (7 : 11) , 22 : 26	316.05	高瀬、沢、湯沢、松平、滝原、上野山、小見、小見前新田、平内新、高田、桂、松ヶ丘
関川②	3 : 20, 21 (1 : 6)	901.47	上野原、深沢、上野新、若山、上野、小和田、中束、田麦千刈、蕨野、上新保、蛇喰、南中、宮前、朴坂
関川③	27 : 59, 71 (2 : 5)	926.94	辰田新、打上、勝蔵、南赤谷、内須川、山本、幾地、鋤江沢、上土沢、下土沢、大島
関川④	60 : 70, 71 (1) , 72 : 103	1,662.23	下関、上関、蔵田島、久保、鮎谷、金俣、大石、安角、上川口
関川⑤	104 : 135	1,392.98	下川口、荒川台、大内淵、聞出、片貝、沼、畑
関川⑥	136 : 161	1,258.02	金丸、八ツ口
合計		6,457.69	

※別添 【付図3】 参照

※表記 (例) 1 : 10 = 1 林班から 10 林班を表す

【参考】 森林法施行規則 (昭和26年農林省令第54号) (最終改正 平成30年12月19日 農林水産省令第78号)

第33条 森林法施行令 (昭和26年政令第276号。以下「令」という。) 第3条第1号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 1 当該森林経営計画の対象とする森林が、地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合、次のいずれかに該当すること。
  - イ 当該森林を含む小流域 (造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして地域森林計画において定められている流域をいう。以下同じ。) 内に存する森林 (令3条第1号の規定により市町村の長が指定した森林を除く。) の面積の2分の1以上であること。
  - ロ 当該森林を含む区域 (路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして市町村森林整備計画において定められている区域に限る。) において30ヘクタール以上であること。
- 2 当該森林経営計画の対象とする森林が、森林の経営の実施の状況からみて同一の者より造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合、100ヘクタール以上であること。